

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【公開番号】特開2020-60800(P2020-60800A)

【公開日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-015

【出願番号】特願2020-2230(P2020-2230)

【国際特許分類】

G 0 2 B	5/22	(2006.01)
G 0 2 B	5/20	(2006.01)
B 3 2 B	7/023	(2019.01)
B 3 2 B	9/00	(2006.01)
B 3 2 B	15/01	(2006.01)

【F I】

G 0 2 B	5/22	
G 0 2 B	5/20	
B 3 2 B	7/023	
B 3 2 B	9/00	A
B 3 2 B	15/01	Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月27日(2020.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

全方向高彩度赤色構造色顔料の製造方法であって、

反射性コア層を乾式堆積すること；

前記反射性コア層にわたって延在する金属吸収体層を乾式堆積すること；及び

前記金属吸収体層にわたって延在する誘電体吸収体層を乾式又は湿式堆積すること；

によって多層積層体を製造することを含み、

前記多層積層体は、a\*b\*L ab カラーマップ上で0～40°の間の色相を有する可視光を反射し、前記多層積層体の外側面に対する垂直方向0～45°の間のすべての角度から見た場合に、前記a\*b\*L ab カラーマップ上で前記0～40°の範囲内の色相シフトを有する、

全方向高彩度赤色構造色顔料の製造方法。

【請求項2】

前記a\*b\*L ab カラーマップ上で、前記色相が、10～30°の間であり、及び前記色相シフトが、前記10～30°の範囲内である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記反射性コア層が、50～200ナノメートルの厚さを有する、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記反射性コア層が、反射性金属及び有色の金属のうちの少なくとも1つから作られる、請求項1～3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

前記反射性金属が、Al、Ag、Pt、Sn、Cr、及びこれらの組み合わせのうちの少なくとも1つである、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記有色の金属が、Au、Cu、真鍮、青銅、及びこれらの組み合わせのうちの少なくとも1つである、請求項4に記載の方法。

【請求項7】

前記金属吸収体層が、5～500ナノメートルの厚さを有する、請求項1～6のいずれか一項に記載の方法。

【請求項8】

前記金属吸収体層が、Cu、青銅、真鍮、アモルファスSi、Ge、TiN、及びこれらの組み合わせのうちの少なくとも1つから作られる、請求項1～7のいずれか一項に記載の方法。

【請求項9】

前記誘電体吸収体層が、5～500ナノメートルの厚さを有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の方法。

【請求項10】

前記誘電体吸収体層が、Fe, O<sub>3</sub>から作られる、請求項1～9のいずれか一項に記載の方法。